

経済調査レポート

No. 2004 -03

2005・06年の税・社会保障負担の動向()

-制度改正による影響の総合的な把握に向けて-

篠原 哲

(03-3512-1838)

shino@nli-research.co.jp

2004年12月

ニッセイ基礎研究所

経済調査部門

要旨

これまで景気回復を牽引してきた外需に鈍化の兆しが見られるなか、今後は、民間消費がどこまで景気を支えていくことができるかが、景気回復の持続性を占う重要なポイントになるだろう。そのためにも、家計の可処分所得を抑制する要因となりうる、増税や社会保険料引上げなどの制度改革の影響を、正確に把握する必要がある。

本稿では、2005年・2006年に予定される制度改革を踏まえた税・社会保障負担の影響額をマクロベース（年度）および一般的な勤労者世帯ベース（暦年）にわけて試算し、予定される制度改革が、家計部門に与える影響を検証する。

今回の税制改正では、定率減税の廃止が最大の焦点となったが、最終的には2006年1月より定率減税が半減されることになったため、2005年度中の負担増は定率減税については約2600億円規模に留まるものと推定される。しかし、2005年度の家計への負担という観点からは、定率減税以外にも、配偶者特別控除の上乗せ部分の廃止（以降、一部廃止）や、高齢者向けの年金課税の強化など、各階層への増税の実施が既に決定されていることも忘れてはならない。さらには、既に10月から厚生年金保険料の引き上げが実施されていることや、2005年の4月には雇用保険料の引き上げも決定されているなど、社会保障に関する負担増も予定されている。実際に2005年度の家計負担増は全体で約1.8兆円規模に及ぶと思われ、これは年間の民間最終消費を0.4%ほど押し下げる規模であると考えられる。

財政の健全化や社会保障制度の安定のためには、いずれは、このような増税や保険料の引き上げを避けることはできない。しかし、問題となるのは、そのような負担増を景気に配慮しつつ、どのような規模とタイミングで実施していくかということであろう。今回の定率減税についても、3.3兆円という規模のみに話題が集中し、他の増税や保険料引き上げ等も含めた、家計への全体的影響が検討されることは、あまりなかったように思われる。このような状況では、個々の制度改革についての規模自体は小さくても、全ての負担増を合計すると景気に悪影響を与える規模となってしまう恐れがある。

したがって、今後、頻繁に実施されることが予想される税・社会保障制度改革などの実施に際しては、複数の制度の改正により生じる影響を総合して、全体として家計や経済にどの程度の影響があるかを予め評価しておく必要があるのではないかと。そのためにも、経済財政諮問会議などには、経済情勢を見ながらそれぞれの制度の変更のタイミングを調整するという機能を果たすことが求められるであろう。

はじめに

12月15日に与党税制改正大綱が公表され、来年度の税制改正の大枠が決定した。今回の税制改正では、定率減税の縮小・廃止が実現するかが、最大の焦点となっていたが、11月の税制調査会の答申で示されたように、2006年1月より所得税の減税規模が半減されることで決着した（住民税については2006年6月より半減）。

2002年1月を谷として景気は回復に転じているが、12月8日に公表されたGDP2次速報値では、民間消費が前期比実質0.2%増にとどまるなど、それまで堅調とされていた消費の伸びが、実は緩やかなものにとどまっていることが確認された。消費の回復が弱いままである原因は、景気回復の恩恵が未だ企業部門に留まっており、家計の所得環境が明確な改善に転じていないことにあるだろう。毎月勤労統計で見ると、一人当たりで見た現金給与総額は7-9月期の前年比で0.2%（名目）と、引き続き減少を続けている。今冬のボーナスについても、各種調査では増加が見込まれているものの、これらは主に大企業を中心とした調査であるため、中小企業までも含めると、それらの調査結果ほどの増加にはならない可能性もある。

これまで景気を牽引してきた外需に鈍化の兆しが見られるなか、今後は消費がどこまで景気を支えていくことができるかが、景気回復が持続するための必須条件になるだろう。そのためにも、家計の可処分所得を抑制する要因となる、増税や保険料の引上げなどの制度改正の影響を正確に把握する必要がある。本稿では、2005年・2006年に予定される制度改正おける税・社会保障負担の影響額をマクロベース（年度）および一般的な勤労者世帯ベース（暦年）にわけて試算し、予定される制度改正が、家計部門に与える影響を検証する。

1. 2005・06年の制度改正の概要とマクロベースでの影響

(1) 2005年度の負担増は約1.8兆円規模

今回の税制改正では、定率減税の廃止が最大の焦点となった。定率減税は所得税と住民税を合わせて約3.3兆円に及ぶ大規模なものであるが、最終的には2006年1月より半減されることになったため、2005年度中の負担増は定率減税については約2600億円規模に留まるものと推定される。そのため、定率減税の廃止は足元の景気には直接的には影響しないとの意見もある。

しかし、2005年度の家計の負担増という観点からは、定率減税以外にも、規模自体は劣るものの、配偶者特別控除の上乗せ部分の廃止（以降、一部廃止）や、高齢者向けの年金課税の強化など、各階層への増税の実施が既に決定されていることも忘れてはならない。さらには、既に今年の10月から厚生年金保険料の引き上げが実施されていることや、来年の4月からは雇用保険料の引き上げも決定されているなど、社会保障に関する負担増も

予定されている。

これらの制度改革は前年、前々年の時点ですでに決定されたものであるため、現在では定率減税に比べ話題となることはあまりない。しかし、これらの影響が、家計の可処分所得の減少という形で表面化していくのはこれからである。表1では現段階で把握可能な、2005・2006年に実施される制度改革と、そのマクロベース（年度）における影響額をまとめてみた。

表1 2005.2006年の主な税・社会保障制度改革とその影響（年度ベース）

社会保障制度改革(労使合計の負担増加規模)

主な改正点		改正時期	2005年度の家計への影響 (対前年比)	2006年度の家計への影響 (対前年比)
厚生年金	保険料率を毎年0.354%ずつ引き上げる	2005.06年9月	約5000億円	約5000億円
共済	保険料を毎年引き上げる (厚生年金と同程度の引き上げと仮定)	2005.06年9月	約1400億円	約1400億円
国民年金	保険料率を280円/月ずつ引き上げる	2005.06年4月	約400億円	約400億円
雇用保険	保険料率を1000分の2引き上げ	2005年4月	約3500億円	
合計			約1.0兆円	約7000億円

税制改正

主な改正点		改正時期	2005年度の家計への影響 (対前年比)	2006年度の家計への影響 (対前年比)
配偶者特別控除の廃止	住民税の配偶者特別控除の上乗せ部分の廃止	2005年6月	約2550億円	
個人住民税「均等割」の改正	均等割部分を4000円に統一	2004年6月	約600億円	
	所得のある妻に対する非課税制度の廃止	2005年6月		
年金課税の強化	公的年金等控除の縮小、老年者控除の廃止(所得税)	2005年1月	約2000億円	約1000億円
	公的年金等控除の縮小、老年者控除の廃止(住民税)	2006年6月		
住宅ローン減税の縮小	所得税控除の規模を縮小	2005年1月		
(注1)中古住宅へのローン控除拡大	所得税控除の対象を拡大	2005年4月		
(注2)定率減税の見直し	2006年1月より、所得税の減税規模が半減。 2006年6月より住民税の減税規模が半減。	2006年1月	約2600億円	約1.3兆円
個人住民税の引き上げ	年金生活者の課税最低限の引き下げなど	2006年6月		
合計			約8000億円	約1.4兆円
合計			約1.8兆円	約2.1兆円

注1:中古住宅へのローン控除拡大は減税措置。

注2:定率減税は2006年1月以降の半減分のみを対象としており、残りの部分については試算に加えていない

【出所】財務省資料、総務省資料、厚生労働省資料、各報道資料等を基にニッセイ基礎研究所にて作成。一部は予測も踏まえた独自推計値。

企業収益や賃金の低迷から、法人税や所得税を中心として税収の減少が続くにも関わら

¹ ニッセイ基礎研究所による試算

² 他にも2006年には介護保険の改正が予定されている

ず、景気を下支えするための税負担の軽減措置を続けてきたこともあり、国の税収が歳入に占める割合は約5割程度にまで下落している。そのため、今回の与党税制改正大綱では、定率減税の半減・廃止の実施のみならず、2007年度を目処に消費税を含む税体系を抜本的に見直すことも明記されるなど、政府も将来的には本格的な増税路線に踏み込んでいく方針を打ち出し始めた。今までは相対的に抑えられていた家計の税負担も、今後は増加することは避けられなくなるだろう。

2005年度に影響が表面化する税制改正の項目のうち、主に家計に影響を及ぼすものとしては、配偶者特別控除の一部廃止（住民税）、公的年金等控除の縮小、老年者控除の廃止といった年金課税の強化、住民税の均等割の均一化などが挙げられる。これらに定率減税の半減による影響額を加えると、2005年度の負担増加額は約8000億円規模となることが見込まれている。

これに加えて、家計の社会保障負担についても、引き続き増加の傾向が続く。年金改革では、2009年度まで段階的に基礎年金国庫負担額を引き上げる一方で、最終的に年収の18.30%にまで保険料率を引き上げ、2017年度以降はそれを上限として料率が固定されることとなった。高齢化が進むなか、厚生年金保険の財政収支は悪化の一途を辿っているが、今後は制度を維持するために、長期的に保険料負担は増加することになる。これによる国民の負担増加額は年間7000億円規模（共済・国民年金も含む、労使合計、ニッセイ基礎研推計）になると考えられるが、保険料を引き上げることは厚生年金保険の収支を改善させる一方で、家計の所得を減少させることにも繋がる。さらには、保険料の半分を負担する企業にとっても、厚生年金保険料負担の増加は長期的なコストの増加要因となるため、今後、企業が再び雇用者の削減などのリストラを進行させる可能性も十分に考えられるだろう。なお雇用保険料の引上げなども加えた、2005年度における社会保障の負担増加規模は労使合計で約1兆円、家計の直接的な負担となるだけでも約5000億円に及ぶものと考えられる。

このように2005年度における税と社会保障の負担増を合計した規模は、決して小さいものではなく、依然として所得の減少傾向が続く勤労者世帯の可処分所得を下押しする。実際に2005年度の負担増が、消費をどれだけ押し下げるかを試算してみると、年間の民間最終消費を0.4%ほど押し下げる規模と考えられる。

7-9月期のGDP2次速報値では、これまで堅調と考えられていた消費の伸びが、実はそれほど高いものではなかったことが判明した。旧方式による7-9月期の1次速報では、民間最終消費支出の伸びは前期比で0.9%と、2003年末ころから1%程度の伸びが続いていて考えられてきた。しかし、新方式では4-6月期0.3%、7-9月期は0.2%と伸びが大きく低下している。もし、消費の回復が所得の増加に裏づけされた、力強いものであれば2兆円ほどの負担増の影響も吸収できる可能性もあるだろう。しかし、現状では制度改正に

よる負担増が、消費を停滞させてしまうリスクも高いのではないか。

(2) 問題となる負担増加のタイミング

財政赤字が拡大する現状では、いずれは増税・保険料の引き上げは避けられない。しかし、その際には足元の景気動向への配慮は不可欠であり、どのようなタイミングと規模で負担を上げていくかという点が問題になる。

特に増税は、制度改正が決定されてから実施されるまで時間を要する。この12月の年末調整で、影響が表面化する所得税の配偶者特別控除の一部廃止も、制度の改正自体は2年前の2002年末の税制改正で決定されていることから分かるように、影響が出るまでは所得税で1年以上、当該年の所得に対する納税が翌年の6月～翌々年の5月になる住民税では2年以上のラグが生じることになる。このため増税が決定された時点では、景気が拡張期にあっても、増税の影響が生じる時には、既に景気が後退期に陥っている場合も十分考えられる。

今回の定率減税の縮小に際しては、2006年度で原則廃止とするも、廃止時期は明示せず、景気の動向次第で2005年度の縮減分も含めて見直すという弾力条項が盛り込まれた。これは景気への配慮という観点からは評価できる点である。今後も消費税の引き上げ等が予定されているが、その実施に際しては、何年も前に決定された増税のスケジュールを、その時々を経済状況にあわせて能動的に変更できる余地も残しておくべきであろう。

2. 制度改正による勤労者世帯への影響

(1) 世帯モデルを用いた、勤労者世帯の負担増の把握

前章ではマクロベースでの制度改正の影響を調査したが、本章では世帯ベース（暦年）の影響について検証してみよう。

世帯ベースの制度改正による負担増については、すでに各方面で税・社会保障、それぞれの改正による増加額が論じられてはいる。しかし、これらを試算する際には、税と保険料の相互作用という問題を考慮する必要がある。

税と保険料の相互作用の問題とは、年間の社会保険料の変動が、毎年の所得税・住民税負担額にも影響を及ぼすことを指す。所得税・住民税の徴収に際しては社会保険料控除が適用され、所得から負担した社会保険料額が控除されるが、その控除額は暦年ベースで負担した社会保険料となる。樋・篠原（2004）で指摘したように、今後は制度改正により社会保険料の保険料率が引き上げられる結果、毎年の所得税・住民税には意図しない減税の効果が働いてしまうことになる。そのため、家計の税負担を考える際には、社会保険料控除の影響を織り込む必要がある。

本稿では、給与所得者である勤労者世帯の家計を再現し、上記の問題のうち、社会保険料控除も踏まえた、制度改正による税と社会保険料の総合的な負担増の把握を試みる。

(2) 試算の前提条件

試算の対象とする制度改正については表2の項目³を設定し、前提となる勤労者の世帯条件については妻が無給である専業主婦世帯（表3）を考える⁴。

表2 前提条件(1) 試算に織り込んだ制度改正

実施時期	所得税・住民税の改定	社会保障制度の改定
2005 4月		(+) 雇用保険 (保険料の引き上げ)
6月	(+) 住民税 (配偶者特別控除の上乗せ部分の廃止)	
10月		(+) 厚生年金 (保険料の引き上げ)
2006 1月	(+) 所得税 (定率減税の縮小：10%、最高12.5万円)	
6月	(+) 住民税 (定率減税の縮小：7.5%、最高2万円)	
10月		(+) 厚生年金 (保険料の引き上げ)

注：(+)は負担増を示す。厚生年金保険料は翌月徴収とする。

³妻の年収がないため、2005年以降の住民税の均等割の非課税措置の段階的廃止による影響は受けない。また2006年に予定されている介護保険の改正については、現時点での予測が困難なこともあり、ここでは対象としていない。

⁴単身世帯についての試算結果は本稿末の参考試算を参照

表3 前提条件(2) 試算の対象とする世帯条件

試算の前提とした条件(2004年時点)	
年齢	43歳
住所	東京23区
収入	年間の収入は給与収入のみ、ボーナスは1.5ヶ月分を7月と12月に支給 なお収入については今後数年変動しない。また住宅ローンはなく今後の購入もない。
家族構成	妻(無給)、子供2人(17歳と10歳)
社会保険料	所得税・個人住民税
政府管掌保険 介護保険第2号 厚生年金 雇用保険 以上が毎月の給与・賞与から控除される。 ただし、雇用保険以外の保険料は 翌月徴収とする。	諸控除等 配偶者控除 配偶者特別控除 (2004年度分の住民税のみ) 基礎控除 社会保険料控除 扶養控除 特定扶養控除 定率減税 所得税は2006年1月以降で半減(最高12.5万円) 住民税は2006年6月以降で半減(最高2万円) 均等割 4000円

(3) 年間の税・社会保障負担額とその変化額の試算結果

上記の条件のもと、専業主婦世帯における2004～2006年の税・社会保障負担額、およびその対前年増加額を夫の年収別に試算した。期間を通じて年収等の諸条件についての変更はないものとしているため、対前年の増減額は各制度改正に起因する負担増減である。

なお、本稿では2005年の所得税・住民税・社会保険料とは、所得税と社会保険料は2005年中の所得について、住民税については2005年度分として2004年中の所得について課せられるものを指す。その結果、所得税、社会保険料は2005年1月～12月までの期間に、住民税は2005年6月～2006年5月までの間に負担する分となる⁵。各年についても同様である。

表4 対象とした世帯（専業主婦世帯）における各年の負担額

2004年の負担額 (万円)

年収	所得税	住民税 (2004年度分)	社会保障負担	負担額
300	0.0	0.4	36.5	36.9
400	3.3	2.1	47.8	53.2
500	8.6	4.9	61.8	75.2
600	14.0	7.7	74.4	96.0
700	19.8	12.7	85.6	118.1
800	26.1	19.3	97.3	142.7
900	38.4	26.5	108.1	173.0
1000	51.1	34.4	118.7	204.2
1100	65.2	43.2	125.5	233.9
1200	79.6	52.2	130.7	262.5
1300	93.5	66.6	138.8	298.8
1400	109.7	78.2	144.5	332.4
1500	130.3	89.8	150.3	370.4

所得税と社会保障負担は1月～12月分
住民税については6月～翌年の5月分

2005年の負担額 (万円)

年収	所得税	住民税 (2005年度分)	社会保障負担	負担額
300	0.0	0.9	37.3	38.2
400	3.2	3.6	48.9	55.7
500	8.5	6.4	63.2	78.0
600	13.8	9.5	76.1	99.4
700	19.7	15.8	87.6	123.0
800	25.9	22.4	99.5	147.8
900	38.0	30.2	110.6	178.8
1000	50.7	38.1	121.4	210.2
1100	64.7	46.9	128.3	240.0
1200	79.1	55.9	133.6	268.7
1300	93.0	67.1	141.9	302.0
1400	109.0	78.7	147.8	335.5
1500	129.3	90.3	153.6	373.2

所得税と社会保障負担は1月～12月分
住民税については6月～翌年の5月分

2006年の負担額 (万円)

年収	所得税	住民税 (2006年度分)	社会保障負担	負担額
300	0.0	0.9	37.9	38.8
400	3.5	3.8	49.7	57.0
500	9.4	6.8	64.2	80.4
600	15.5	10.2	77.3	102.9
700	22.0	16.9	89.0	127.9
800	29.0	24.1	101.1	154.2
900	42.4	31.9	112.3	186.7
1000	56.7	39.9	123.2	219.7
1100	72.5	48.7	130.3	251.4
1200	88.6	57.6	135.6	281.9
1300	104.2	68.7	143.9	316.8
1400	121.1	80.3	149.9	351.3
1500	141.2	91.9	155.8	388.8

所得税と社会保障負担は1月～12月分
住民税については6月～翌年の5月分

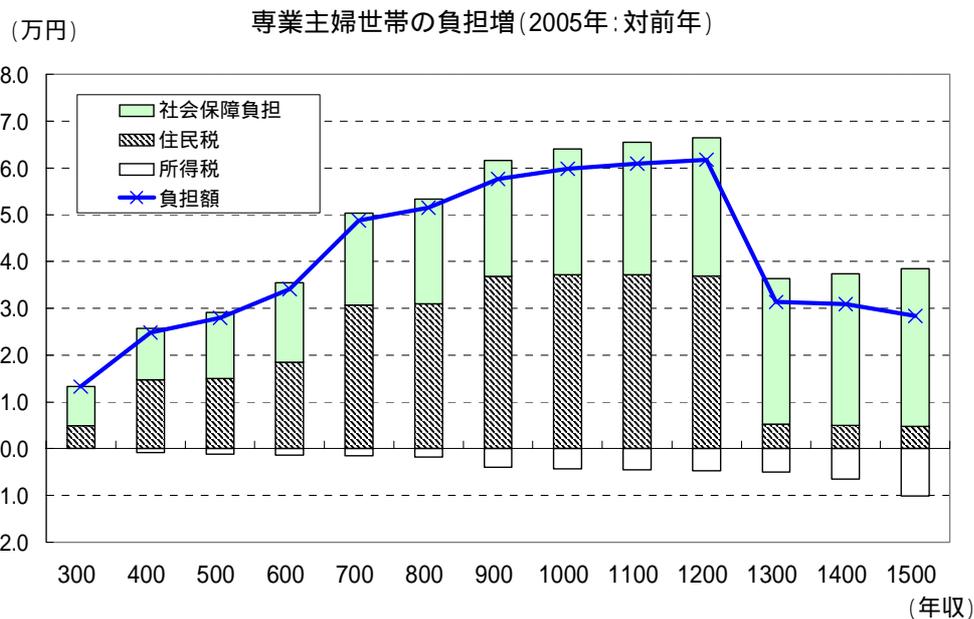
⁵ 住民税負担も当年の1～12月分とした、正確な意味における暦年ベースの負担の試算は次回のレポートで実施する。

表5 対象とした世帯(専業主婦世帯)における各年の負担増加額(対前年)

2005年の負担増加額(対前年) (万円)

年収	所得税	住民税 (2005年度分)	社会保障負担	負担額
300	0.0	0.5	0.8	1.3
400	0.1	1.5	1.1	2.5
500	0.1	1.5	1.4	2.8
600	0.1	1.8	1.7	3.4
700	0.2	3.1	2.0	4.9
800	0.2	3.1	2.2	5.2
900	0.4	3.7	2.5	5.8
1000	0.4	3.7	2.7	6.0
1100	0.5	3.7	2.8	6.1
1200	0.5	3.7	3.0	6.2
1300	0.5	0.5	3.1	3.1
1400	0.6	0.5	3.2	3.1
1500	1.0	0.5	3.4	2.8

所得税と社会保障負担は1月～12月分
住民税については6月～翌年の5月分



2006年の負担増加額(対前年)

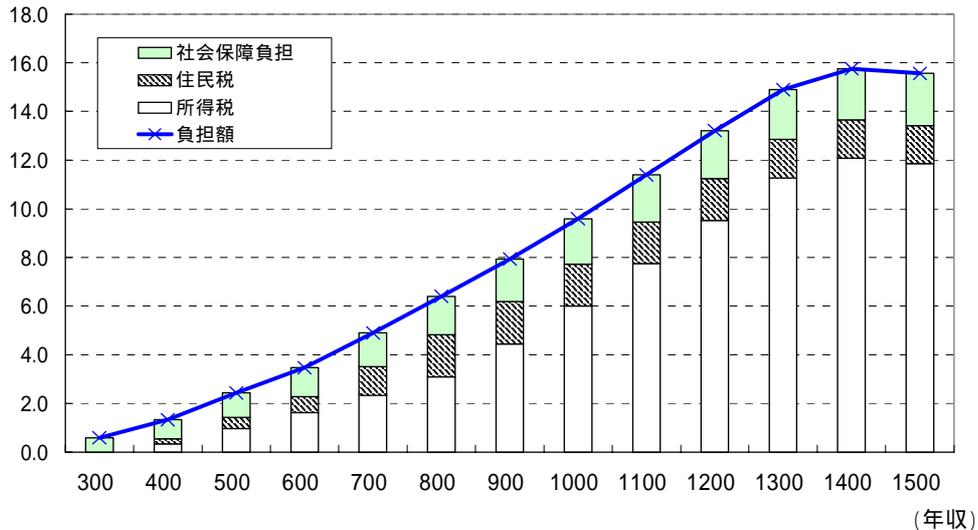
(万円)

年収	所得税	住民税 (2006年度分)		社会保障負担	負担額
300	0.0	0.0	0.0	0.6	0.6
400	0.3	0.2	0.2	0.8	1.3
500	1.0	0.5	1.0	1.0	2.4
600	1.6	0.7	1.2	1.2	3.5
700	2.3	1.2	1.4	1.4	4.9
800	3.1	1.7	1.6	1.6	6.4
900	4.4	1.8	1.8	1.8	7.9
1000	6.0	1.7	1.9	1.9	9.6
1100	7.7	1.7	1.9	1.9	11.4
1200	9.5	1.7	2.0	2.0	13.2
1300	11.3	1.6	2.0	2.0	14.9
1400	12.1	1.6	2.1	2.1	15.8
1500	11.9	1.6	2.1	2.1	15.6

所得税と社会保障負担は1月～12月分
住民税については6月～翌年の5月分

(万円)

専業主婦世帯の負担増(2006年:対前年)



(4) 2004～2005年にかけての負担増

(3)の試算結果より、この世帯条件(専業主婦世帯)における負担増の影響を検証してみよう。表5より、2004から2005年にかけては、全ての所得階層で負担が増加することになる。しかし、その影響の度合いは所得階層により異なり、最も影響を受けるのは、年収1200万円前後までの階層であることが分かる。これは2005年度分より、年収1231万円以下の世帯では住民税における配偶者特別控除の一部廃止の影響が表面化するためであり、2005年度分の住民税は最大で約3.7万円、負担が増加することになる。さらに、年収1231万円以上の世帯についても暦年ベースの社会保険料控除額が前年

(2003年)より減少するため、数千円ほど住民税額は増加することになる⁶。ただし、配偶者特別控除の一部廃止については、影響が出るのは主に専業主婦世帯であり、単身世帯では負担増の影響は表面化しない点には留意する必要がある(単身世帯については本稿末の参考試算を参照)。

社会保険料負担についても厚生年金保険料や雇用保険料の引き上げが実施されるため、全階層で増加することになる。しかし、一方では所得税負担については2004年に比べて、全ての階層で減少する。これは2005年の社会保険料負担が2004年より増加することにより、2005年の所得税における社会保険料控除額が増加するためである。結果として、標準的な収入の世帯といえる、年収700万円の世帯では、2004年～2005年にかけて約4.9万円ほど負担が増加することになる。

定率減税の縮小が2006年1月以降になったことにより、2005年中は制度改正の家計への影響はないとの論調がある。しかし、2005年中にも、既に決定されている住民税や社会保障の制度改正の影響が表面化するため、家計の負担は増加することになる。

(5) 2005～2006年にかけての負担増

2005～2006年にかけても、全ての収入階層において負担が増加する。所得税・住民税では定率減税の縮小による影響が表面化することもあり、高所得者では増加幅は、2005年に比べて大きなものとなる。年収700万円の世帯では、所得税と住民税を合わせて3.5万円ほど負担が増加する。

また、社会保険料についても、前年同様に年金保険料の引き上げ等の影響により、年収700万円の世帯では約1.4万円ほど負担が増加することになる。そのため、年収700万円の世帯では2005年よりも負担は4.9万円ほどの増加となる。

以上見てきたように、2004年～2006年にかけての税・社会保障の負担増加額は、年収700万円の世帯では約10万円、年収1000万円の世帯では約16万円となる。もちろん、世帯構成によりこれらの負担増加額が変わってくるが、現在のように家計の所得環境に明確な改善が見られない状況が続くとすれば、これらの負担増は決して小さなものとは言えないだろう。

(6) 定率減税縮小による影響

2006年1月より定率減税が半減されるが、表6では、参考までに同様の世帯条件における、定率減税の半減のみによる2006年の負担増加額を抽出してみた。下記の数値から、社会保険料控除の拡大による負担の減少分を差し引けば、表5における2006年の負担増加額(対前年)の数値に一致することになる。

⁶ これは2004年の社会保険料負担額が、2003年に導入された総報酬制の影響で、前年より減少することに原因がある。詳細は篠原(2004)を参照。

表6 対象とした世帯(専業主婦世帯)における定率減税の廃止による負担増加額
(2006年ベース:対前年)

2006年における定率減税半減による増加分 (万円)

年収	増加分		負担額
	所得税	住民税 (2006年度分)	
300	0.0	0.0	0.0
400	0.4	0.3	0.7
500	1.0	0.5	1.6
600	1.7	0.8	2.5
700	2.4	1.3	3.8
800	3.2	1.9	5.1
900	4.7	2.0	6.7
1000	6.3	2.0	8.3
1100	8.1	2.0	10.1
1200	9.8	2.0	11.8
1300	11.6	2.0	13.6
1400	12.5	2.0	14.5
1500	12.5	2.0	14.5

所得税と社会保障負担は1月～12月分
住民税については6月～翌年の5月分

3. おわりに

本稿では、2005・2006年において、予定されている制度改革が家計部門に及ぼす影響について、マクロ(年度)と世帯(暦年)ベースの両面から検証してみた。

足元では定率減税の縮小に注目が集まっているが、今後は定率減税以外にも、多くの税・社会保険料の引き上げの影響が表面化してくることになる。もちろん、財政の健全化や社会保障制度の安定のためには、いずれは、このような増税や保険料の引き上げを避けることはできない。

しかし、問題となるのは、そのような負担増を景気に配慮しつつ、どのような規模と、タイミングで実施していくかということである。今回の定率減税についても、3.3兆円という規模のみに話題が集中し、他の増税や保険料引き上げ等も含めた、家計への全体的な影響が検討されることはあまりなかったように思われる。これは、先の年金改革の際も同様であり、保険料率の引き上げの影響について、他の増税等の影響も踏まえて議論されることは、ほとんどなかった。このような状況下では、個々の制度改革についての規模自体は小さくても、全ての影響額を合計すると家計に悪影響を与える規模となってしまう恐れがあるだろう。

そのためにも、今後、頻繁に実施されることになる税・社会保障制度改革などの実施に際しては、複数の制度の改正により生じる影響を総合して、全体として家計や経済にどの程度の影響があるかを予め評価しておく必要があるのではないか。

さらに、今回の定率減税の縮小による財源は、年金給付の財源に充てられる可能性が

高い点にも注目する必要がある。年金改革では、年金保険料の抑制のために国庫負担割合が引き上げられることになったが、その財源を定率減税の廃止という形で賄われることになれば、これは保険料を抑制する代わりに、増税が実施され、いずれにしろ国民の負担が増加することには変わりはないものである。そのような観点からも、税か保険料引き上げかという議論だけではなく、両者を併せた総合的な負担を把握していく必要があるのではないか。

しばしば指摘されていることであるが、わが国では省庁間はもちろん、省内の各部局間においても縦割りで政策が立案されているのが実情である。そのため、経済財政諮問会議などには、経済情勢を見ながらそれぞれの制度の変更のタイミングを調整するという機能を果たすことが求められるであろう。

なお、本稿の勤労者世帯における住民税額の試算では、対象を各年度分（当年の6月～翌年の5月に徴収される分）として実施した。しかし、実際の所得税は当年（暦年）の所得にかかるのに対して、住民税は前年（暦年）の所得にかかり、それが当年の6月から翌年の5月にかけて月給から徴収される。さらに社会保険料は、その時々標準報酬月額・賞与額に料率を乗じた額が徴収されるなど、家計への制度改革の影響が、徴収額の増加という形で表面化するタイミングはそれぞれの税・社会保障制度により異なる点には留意が必要である。そのため、世帯別の税・社会保障負担の検証に際しては、一方で、税と社会保険料の負担増の影響が表面化する時期も考慮したうえでの分析も求められよう。

そこで、制度ごとの徴収時期の差異など、負担増の影響が表面化するタイミングを踏まえたうえでの負担額の分析について、次回のレポート（2005年1月発行予定）で行うことにしたい。

（参考文献）

篠原哲（2004）「制度改革による勤労者世帯の税・社会保障負担の動向」
ニッセイ基礎研究所 経済調査レポート 2004-1

櫛浩一・篠原哲（2004）「求められる税と社会保障制度の一体的な改革」
ニッセイ基礎研究所 経済調査レポート 2004-3

(参考試算) 単身世帯への影響

以下では、単身世帯における2005年、2006年の負担増の推移を確認してみる。前提条件については、基本的に2章の表2、3と同様であるが、世帯構成については本人のみの単身世帯となっている。

表7 単身世帯における各年の負担額

2004年の負担額 (万円)

年収	所得税額	住民税 (2004年度分)	社会保障負担	負担額
300	9.4	5.6	36.5	51.4
400	14.4	8.2	47.8	70.4
500	19.7	13.1	61.8	94.5
600	25.1	18.7	74.4	118.2
700	35.5	25.3	85.6	146.4
800	47.9	33.0	97.3	178.3
900	60.6	40.9	108.1	209.6
1000	73.3	48.8	118.7	240.8
1100	87.4	58.0	125.5	270.9
1200	102.3	69.7	130.7	302.7
1300	119.6	81.0	138.8	339.4
1400	145.2	92.6	144.5	382.4
1500	172.0	104.3	150.3	426.5

所得税と社会保障負担は1月～12月分
住民税については6月～翌年の5月分

2005年の負担額 (万円)

年収	所得税額	住民税 (2005年度分)	社会保障負担	負担額
300	9.3	5.6	37.3	52.3
400	14.3	8.3	48.9	71.5
500	19.6	13.3	63.2	96.0
600	25.0	19.0	76.1	120.0
700	35.2	25.6	87.6	148.3
800	47.6	33.4	99.5	180.5
900	60.2	41.3	110.6	212.1
1000	72.9	49.2	121.4	243.5
1100	87.0	58.5	128.3	273.9
1200	101.7	70.2	133.6	305.5
1300	119.0	81.5	141.9	342.4
1400	144.3	93.1	147.8	385.2
1500	171.0	104.7	153.6	429.4

所得税と社会保障負担は1月～12月分
住民税については6月～翌年の5月分

2006年の負担額

(万円)

年収	2006年度分			負担額
	所得税額	住民税	社会保障負担	
300	10.4	6.0	37.9	54.4
400	16.0	8.9	49.7	74.7
500	21.9	14.3	64.2	100.4
600	28.0	20.5	77.3	125.7
700	39.3	27.4	89.0	155.6
800	53.3	35.1	101.1	189.5
900	67.4	43.0	112.3	222.8
1000	81.7	51.0	123.2	255.9
1100	97.5	60.2	130.3	288.0
1200	113.8	71.8	135.6	321.2
1300	131.1	83.1	143.9	358.2
1400	156.1	94.7	149.9	400.7
1500	182.9	106.3	155.8	444.9

所得税と社会保障負担は1月～12月分
住民税については6月～翌年の5月分

表8 単身世帯における各年の負担増加額(対前年)

2005年の負担増加額(対前年)

(万円)

年収	2005年度分			負担額
	所得税額	個人住民税	社会保障負担	
300	0.1	0.1	0.8	0.8
400	0.1	0.1	1.1	1.1
500	0.1	0.2	1.4	1.5
600	0.1	0.2	1.7	1.8
700	0.3	0.3	2.0	2.0
800	0.4	0.3	2.2	2.2
900	0.4	0.4	2.5	2.5
1000	0.4	0.4	2.7	2.7
1100	0.5	0.5	2.8	2.9
1200	0.6	0.5	3.0	2.9
1300	0.6	0.5	3.1	3.0
1400	1.0	0.5	3.2	2.8
1500	1.0	0.5	3.4	2.8

所得税と社会保障負担は1月～12月分
住民税については6月～翌年の5月分

2006年の負担増加額(対前年)

(万円)

年収	2006年度分			負担額
	所得税額	個人住民税	社会保障負担	
300	1.1	0.4	0.6	2.1
400	1.7	0.6	0.8	3.1
500	2.4	1.0	1.0	4.4
600	3.0	1.5	1.2	5.7
700	4.1	1.8	1.4	7.3
800	5.7	1.8	1.6	9.0
900	7.2	1.8	1.8	10.7
1000	8.8	1.7	1.9	12.4
1100	10.5	1.6	1.9	14.1
1200	12.1	1.6	2.0	15.7
1300	12.1	1.6	2.0	15.7
1400	11.9	1.6	2.1	15.5
1500	11.9	1.6	2.1	15.6

所得税と社会保障負担は1月～12月分
住民税については6月～翌年の5月分

表9 単身世帯における定率減税の廃止による負担増加額

(2006年ベース:対前年)

2006年における定率減税半減による増加分

(万円)

年収	2006年度分		負担額
	所得税額	個人住民税	
300	1.2	0.5	1.6
400	1.8	0.7	2.5
500	2.4	1.1	3.6
600	3.1	1.6	4.7
700	4.4	2.0	6.4
800	5.9	2.0	7.9
900	7.5	2.0	9.5
1000	9.1	2.0	11.1
1100	10.8	2.0	12.8
1200	12.5	2.0	14.5
1300	12.5	2.0	14.5
1400	12.5	2.0	14.5
1500	12.5	2.0	14.5

所得税と社会保障負担は1月～12月分
住民税については6月～翌年の5月分